

### 1. 授業の概要

本講義の目的は二つである。1 つは法学の基本的知識の習得である。そして、いま1つは、社会で起きている様々な事象・問題を主体的に考えることを習慣化することである。本講義では、前者もさることながら、後者に力点をおく。社会で実際起こっている課題を現実にも即していかに克服するかを考えいくことは、教育現場で生じている多様な問題に対処する訓練にもつながるはずである。本講義では、教育現場で生じている法律学上の問題を取り上げ検討する

授業のスケジュールは、以上の通りであった。

第 01 回 ガイダンス

第 02 回 教育現場と憲法①憲法と社会の関わりについて

第 03 回 教育現場と憲法②校則と人権

第 04 回 教育現場と憲法③君が代と思想・良心の自由

第 05 回 教育現場と憲法④学校と信教の自由について

第 06 回 教育現場と憲法⑤教科書裁判

第 07 回 教育現場と憲法⑥教育を受ける権利と国際人権

第 08 回 教育現場と民法①民法と社会の関わりについて

第 09 回 教育現場と民法②いじめと民事責任について

第 10 回 教育現場と民法③体罰と民事責任について

第 11 回 教育現場と刑法①刑法と社会の関わりについて

第 12 回 教育現場と刑法②犯罪の成立要件について

第 13 回 教育現場と刑法③体罰と刑事責任について

第 14 回 教育現場と刑法④いじめと刑事責任について

第 15 回 まとめ

### 2. 授業評価の方法

成績はレポート試験による。場合によっては出席点およびディスカッションに対する貢献も考慮する。評価割合：レポート試験 90%、授業に対する貢献 10%。

### 3. 授業アンケートの結果

○この講義では毎回一つの事例についてみんなで話し合うことで、多様な見方、多様な考え方を知り自分の考えをより深いものにしていくことができたのでとても有意義なものになりました。

授業の雰囲気も自由に意見を出していけるような雰囲気でも答えに自信がなくても議論に参加することが出来たのでとても楽しかったです。私としてはやはり特に教育に関わる判例について話し合ったのがとても興味深かった。ただその判例について考えるだけでなくこれを踏まえた上で自分が教育者としてどのように対応していけばよいのかということまで発展させて考えることが出来たのでとても考え深い授業でした

○法学 I の講義を受けて、文章をただ読み解くのではなく、そこには省略されている言葉、つまり行間を読むということについてとくに学べたと思います。裁判所の判断には必ずしっかりとした理由があり、それを自分で行間を推察し読み解くことで更なる理解につながられました。授業について、各回ごとに発表者が発表し、自分の考えたことを板書しそれを述べるというのは他の授業でやったことのない授業形態で新鮮でした。少し問題点があったとするなら、発表を聞く側の発言する人物の固定化や、先生の捕捉に若干頼っていた節がみられたことです。自分たちが主体的になって議論を深めていきたいところであったのに、意見がなかなか言えず先生の助け舟によってようやく話し合いができるという状態でした。

○学友と話し合い意見を述べる場が非常に多く設けられ、受動的でない講義であったのが非常に良かった。そのため、講義中も事象について考える事が出来より考えや意見が深まったと感じる。自分が発表するだけでなく、学友の意見が聞けたことで意見が変わったりより深まったりした点でもよかったと感じる。

○実際にあった事例を通して、多くの法律や制度、考え方について学べました。当たり前だと思っていることでも、宗教など考え方が違えば、普通ではない、ということになったり、どの観点を基準に判決をくだしているのか、だったりを考えることができたので、視野の広がる授業であったと感じています。他の人との話し合いや、先生の解説や発問から、なるほど、と納得したり、自分にはない考えを発見したりすることができました。また、自分たちが担当になった回で、授業を行っていくということで、授業内容とは別に、教師として必要な能力を身につけるという面でも、とても意味のある授業でありました